

令和 2 年 5 月 14 日現在

機関番号：32641

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13600

研究課題名（和文）日本近代法概念形成過程における蘭学識を通じた西欧法認識に関する研究

研究課題名（英文）Reception of Western law through Dutch studies in Japan in the 19 century.

研究代表者

山口 亮介（YAMAGUCHI, Ryosuke）

中央大学・法学部・准教授

研究者番号：80608919

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、19世紀を中心とした近世の日本において蘭学者らによって翻訳が試みられた西洋諸国の地誌・史書や訴訟法典の原書や辞書とその翻訳書を網羅的に収集し、これらを比較分析することを通じて、日本における近代法概念の萌芽のあり方を検討した。

これにより、当時の日本においては、西洋の権利義務関係にかかわる身分関係を示す「市民」などの語を、幕府の「法度」を通じた被統治者という国内的文脈で把握する傾向があることが明らかにされた。また、洋学者を中心として、西洋の裁判制度に対して、「治道」・「仁政」などといった東洋思想を媒介させつつ概念整理を試みている例も確認された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本近代法の形成を論じるに当たって、従来はフランス法の移入とその翻訳等を介した受容が研究の中心をなしていた。本研究はこれに対し、体系的なフランス法受容開始以前に存在した、蘭学の系譜を引くオランダからもたらされた法学識の国内における学習のあり方を検討した。この過程で、オランダ法典自体がフランス法典の翻訳であることなど、江戸期に蘭学を通じて西洋法に触れていたことが、明治期に本格化する西洋法の継受の前提をなしていることが確認されたことは重要である。また本研究は、蘭学がこれまで科学史等の自然科学系分野から検討されていたのに対して、これを社会科学的知見から問い直す道筋を示したことに意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study comprehensively collected dictionaries, history books, and legal codes of Western countries which were tried to be translated by scholars of Dutch learning in Japan around the 19 century, as well as their translations. In this study, I compared and analyzed these texts to examine how the concept of modern law should be formed in Japan. This research revealed that in Japan at the time, there was a tendency to grasp the word "citizen" and its implication, which indicate the status relation related to rights and duties in Western countries, in the context of the person to be governed. It was also confirmed that some scholars of Western studies tried to organize the concept of the Western trial system through Oriental thought.

研究分野：日本法史

キーワード：日本法制史 日本法史 蘭学 洋学 オランダ法 法の継受 翻訳 基礎法学

1. 研究開始当初の背景

(1) 明治草創期日本における法制構築に関する西欧法受容のあり方を評価する上では、これまで御雇外国人法学者 G. E. ボワソナードのフランス法を基礎とした諸法典の編纂や法学教育についての助言と指導が重要な契機として広く検討されてきた。同分野における研究状況については大久保泰甫『日本近代法の父 ボワソナード』(岩波書店・1977)が法制上の御雇外国人研究の一つの到達点として挙げられ、以後も法制史学・実定法学の立場から研究がなされてきた。

報告者もかかる関心から、同時期のフランス人弁護士 G. H. ブスケによる西欧近代法制講述の明治政府に果たした役割について研究し、その意義を論じてきた。一方で、「ボワソナード以前」すなわち体系的なフランス法受容開始以前に断片的なかたちで存在した、蘭学の系譜を引くオランダからもたらされた文献などに由来する翻訳の試み等を通じた法情報の移入とその態様に関する検討は、長らく当該分野における研究の空白地帯となっていた。

(2) しかし、体系的西欧法に初めて触れるわが国において様々な法概念がどこまで理解され、それが諸法制としていかなる形で反映されたか、その試行錯誤の過程を厳密に批判検討しておかない限り、明治期以降御雇外国人により本格的進展をみる西欧法の受容を検討する際の前提を認識することはできない。その意味において、近世におけるオランダ関連の諸典拠の翻訳を通じた「法」や「権利」、「裁判」に関すると思われる用語のあり方を意識することによってこそ、それらを読解する当時の日本人の認識・理解に即した法概念の受容を十全に検討しようと考えられる。

また報告者は既発表の論考において、フランス法を中心とした西欧法概念の受容の前提に幕末期に日本にもたらされたオランダ法知識が理解の補助線として存在した可能性を、司法体制の転換に即して見出すに至った。ここにおいて近世の蘭学者によるテキストの翻訳を通じて見出されるオランダ法制知識のあり方は、それ自体わが国における近世から近代への法体制の転換を検討する上で重要な問題を提起するにもかかわらず、未だ十分な研究がなされていない。

このように、近代日本法輪郭形成期へのオランダを経由してもたらされた西欧法の影響という比較法史的にも大変魅力的な素材が、具体的な分析に附すれずに放置されているのである。

2. 研究の目的

以上のような状況と問題関心のもとで、申請者は、『ハルマ和解』等の蘭日辞書及びその原典 (François Halmam, NEDERDUITS WOORDENBOEK” (1796 寛政 8 年刊行) 等) に端的に見出されるオランダ語の“regt” (現在、一般に「法」「裁判」「司法」等と訳される) やその膨大な派生語が当時において「政事(政治)」や「上(かみ)ノ捌き(裁キ)」というかたちで権力の統治や政務を含意するものとしてのみ翻訳されたことが、明治期以降に「権利」に関する語義が一貫して統治上の要請に応じて用いられたにとどまり、近代日本法概念の中で「人民の権利」といった近代立憲主義に関する意味合いを十全に含意していないという日本近代法上の一大論点の源流を考察する契機を得ることができるのではないかという作業仮説の検証を見据えて本申請研究課題に取り組むものである。

これにより、本研究は、日本近代法継受の「ミッシングリンク」ともいうべきオランダ法学識の翻訳を通じた近代法概念のわが国における認識と理解のあり方について、特に近代法学の前提とする「(人民の)権利」や「裁き(裁判)」に関する法概念の射程と限界を論じる議論の確固たる基盤を形成することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 本研究はまず、近世中～後期にかけて作成された『ハルマ和解』及びその改訂版等の蘭日辞書や蘭学者らによって翻訳が試みられた西洋諸国の地誌・史書のうち各国の政治体制、法体制に関する記述が見られるもの(宇田川榕菴『和蘭志略稿本』他)さらに憲法をはじめとした法典そのものといった直接・間接に法体制や法概念にかかわる情報を含む学界未検討の諸テキストを調査するとともにそれらの史料の各機関における所蔵状況を整理し、研究を行うための基礎資料とした。この上で、こうした翻訳テキストの記述を分析して原典の確認できるものについて調査して目録化を逐次補充し、広く近世・近代法史といった法学分野や日蘭交渉史をはじめとした人文領域の研究者へ提示した。

(2) (1)の作業に続いて、本研究は西洋法情報受容史上の問題関心から、翻訳語の整理・翻訳の傾向についての分析を行った。まず上述の日蘭辞書群から「裁き(捌き)」や「法度」といった近世の裁断とのその手続や法源に関する語の当てられている語彙情報を整理した。そしてこれにより得られた日本語、オランダ語の法や裁判にかかわる語の原語との対応を基礎として、基礎学術情報整理作業で得られた西欧の地誌・史書並びに諸法典の翻訳の特徴や傾向の抽出を試みた。またあわせて、西欧法概念とわが国法概念の特質を整理・検討の作業を行った。

4. 研究成果

(1) 本研究は初年度の作業として、日本国内の蘭学・洋学識者らによる地誌や史書、辞書等に関する西洋諸テキストの翻訳のうち、法や裁判にかかわる内容を含むものについて書誌調査を行うとともに、それらのテキスト情報の整理を行った。

全体として国会図書館、国立公文書館所蔵をはじめとする諸機関の史料の確認を進めたが、その中でもとりわけ年度前半期に着手した津山洋学資料館所蔵の蘭学関係辞書・翻訳文献の幕末・明治初期史料の調査収集の結果、同館に複写史料として蔵されていた19世紀前半から中期頃にかけての宇田川榕菴や杉田成卿の筆記史料・書翰等に、裁判機関の名称や関連法制に関する書誌情報や原文翻訳の試みがあることを確認することができた。このため、原史料の所蔵先である武田科学振興財団杏雨書屋に調査の手を進め、原本の閲覧および複写に着手した。これにより、津山洋学資料館蔵史料では複写状況の問題のため十分に判読することができなかつた欧文筆記体部分を原史料にて鮮明に視認することができ、翻訳記述との対照の可能性を見出すことができた。また、同史料はオランダ憲法に関する記述を含んでいるとみられることが確認された。

(2) (1)で行った法政関連情報を含むテキストの蒐集作業のうち、津山洋学資料館と国立国会図書館所蔵資料の比較検討からを行う中で、洋学者津田真道のオランダ留学の成果の一つである国法学講義の翻訳(『泰西国法論』)稿本における翻訳上の着眼点及びそこで用いられた訳語の背景に、単にオランダ留学を通じた西洋法原理の翻訳や紹介を行うという視点のみならず、津田が留学前から学習し、また当時の日本において所与の制度として目の当たりにしていた前近代の東アジアや近世日本をめぐる法や秩序にかかわる観念の利用のあり方が強く見いだされるのではないかとという作業仮説を得た。

実際に同書の草稿と成稿を比較すると、裁判権や司法権にかかわる諸理念を示す上で、「仁政」や「礼」などといった教学的な語が当初用いられていることが確認された。この論点を整理したうえで論文化し、作業の成果を津山洋学資料館の洋学研究専門誌に投稿し、掲載された(山口亮介「『泰西国法論』稿本他にみる西洋法認識の東洋的前提--司法・治道・仁政」(『一滴』第26号・2019年))。こうした研究を通じて、本研究全体の具体的な考察を行う視座として、蘭学者の西洋概念の学習と日本国内の諸観念との緊張関係という観点だけではなく、漢学の素養を通じた東アジアの秩序に関わる諸概念との結びつきについてのさらなる検討の視角を得ることができた。

(3) さらに(1)(2)の作業を進める中で、重野安繹や諸橋轍次が文庫長を歴任していたことでも知られる静嘉堂文庫に宇田川榕菴・宇田川興齋父子の翻訳によるオランダ刑法典と刑事訴訟法典の翻訳(『和蘭律書』「断罪篇」および「按罪篇」)が所蔵されていることが判明し、その調査を経て全文の複写を入手することができた。

これらを分析した結果として、これらの翻訳法典の元となっているオランダ法典を特定するとともに、それらが18世紀末から19世紀初頭のフランスによるオランダ統治を経て、オランダ法典自体がフランス法典(ナポレオン諸法典の中の刑法典など)との比較対象の射程を持っているものであることが確認された。このことは、報告者が本研究を始める前提となっている、「オランダ法は——断片的なかたちではあるものの——明治期以降に本格化するフランスの法体系の受容に際し、その理解を下支えする役割を果たした“補助線”としての意義を持つ」という問題意識を更に補強するものとなった。

(4) (1)(2)(3)の基礎作業を踏まえて、翻訳にみえる法政関連語彙のうち、「権利」(regt)とその主体のひとつである「市民」(burger)の概念のあり方に根本的な差異が見いだされた。これらについて報告者は、前述した『和蘭律書』「断罪篇」の翻訳原典にみえる burger の関連語のうち、それぞれ 市民権(公民権)と 市民の地位・身分 という概念を指し示す burgerschapsregten と burgerlijk staat という二つの表現を主な手がかりとして、これらの語が有する「政道」に参加する主体たる 市民 をめぐる権利や地位などに関わる諸観念に対する訳語の当てはめのあり方についての分析を行った。

これにより、burgerschapsregten をめぐる諸々の訳語は、被支配的な地位にある町居住者としての近世町人とは異なる身分のあり方を指し示すものであって、あくまでも権力による規律と規定の対象として把握されていたとみられるということを明らかにすることができた。また、burgerschapsregten に対する訳語の変化についても、「役人」の職務に対応した統治の担い手としての「士分」、すなわち武士の地位のあり方を前提とした国内の統治や政務の実態との関連を指摘した山口亮介「天保・弘化期のオランダ法典翻訳における burger 関連語の訳出」(額定其芳ほか編『身分と経済』(慈学社)・2019年)。

(5) このほか、史料整理の成果として、(1) で述べた武田科学振興財団杏雨書屋所蔵の宇田川榕菴関連資料の中にみえる憲法史関連のテキストを翻刻し、史料紹介論考として発表することができた。

(6) 以上の作業によって、明治期の体系的なフランス法受容開始以前に、オランダからもたらされた法学識が、フランス法との関連性をもちつつ存在していたことが明らかにされたことは日本近代法の形成を考える上での重要な視座を提供するものであるといえる。もっとも、本研究は、いまだ「権利」や「市民」といったごく一部のキーワードを抽出したにとどまる。また、今回見出した法典翻訳についても、その全体を位置づける作業は引き続いての課題とせざるを得ない。このほか、史料蒐集の作業を行う過程で、さらなる史料の存在を新たに確認するに至っており、近世中後期の日本における西洋法情報の網羅的把握は今後作業を続けていく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山口亮介	4. 巻 23
2. 論文標題 宇田川榕菴訳稿 涅徳尔蘭土王國政法「コンステテュー」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 191-197
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口亮介	4. 巻 26
2. 論文標題 『泰西国法論』稿本他にみる西洋法認識の東洋的前提--司法・治道・仁政	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 一滴（津山洋学資料館 洋学研究誌）	6. 最初と最後の頁 113-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口亮介	4. 巻 45
2. 論文標題 明治初期の司法制度形成過程 裁判・法概念形成との関わりから	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 九州歴史科学	6. 最初と最後の頁 148 - 158
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山口亮介
2. 発表標題 日本近世後期の法典翻訳事業における 市民 の訳出のあり方 burgerの翻訳を中心に
3. 学会等名 法史学研究会第205回例会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山口亮介
2. 発表標題 明治初期の司法制度形成過程 裁判・法概念形成との関わりから
3. 学会等名 九州歴史科学研究会 明治維新150周年記念シンポジウム「グローバル・ヒストリーのなかの明治維新史研究 地域・国家・社会をめぐって」(招待講演)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 額定 其芳, 佐々木 健, 高田 久実, 丸本 由美子 (編)・山口亮介 (共著)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 慈学社出版; 大学図書 (発売)	5. 総ページ数 556
3. 書名 身分と経済 : 法制史学会70周年記念若手論文集	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----